

医療法人 河和会 パークサイドなごみ訪問リハステーション 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

第1条 医療法人 河和会が開設するパークサイドなごみ訪問リハステーション（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の提供は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた、通院が困難な要介護者又は要支援者を対象とし、実施する。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、事業所の理学療法士等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : パークサイドなごみ訪問リハステーション
- (2) 所在地 : 大阪市東住吉区公園南矢田三丁目19番12号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

- ・ 医師 1名（老健と兼務）
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上（老健と兼務）
- ・ 事務員 相当数（老健と兼務）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前10時から午後5時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第8条 指定訪問リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (2) 理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用料等その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき 550円（税込）

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪市全域及び松原市全域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所

の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情処理)

第13条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し5年間保存する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人河和会 と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成25年 8月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 料金表

区 分	利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション *基本報酬（週6回を限度）	3,351 円/回	1 割：336 円/回 2 割：671 円/回 3 割：1,006 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による介護予防訪問リハビリテーション *基本報酬（週6回を限度）	3,242 円/回	1 割：325 円/回 2 割：649 円/回 3 割：973 円/回

加 算	利用料	利用者負担額
短期集中リハビリテーション実施加算 *退院（所）日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内	2,176 円/日	1 割：218 円/日 2 割：436 円/日 3 割：653 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（要介護のみ） *週2回まで	2,611 円/日	1 割：262 円/日 2 割：523 円/日 3 割：784 円/日
口腔連携強化加算 *月1回まで	544 円/回	1 割：55 円/日 2 割：109 円/日 3 割：164 円/日
事業所の医師がリハビリテーション計画作成に係る診療を行わなかった場合	△544 円/回	1 割：△55 円/回 2 割：△109 円/回 3 割：△164 円/回
利用を開始した日の属する月から12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	△326 円/回	1 割：△33 円/回 2 割：△66 円/回 3 割：△98 円/回
移行支援加算（要介護のみ）	184 円/日	1 割：19 円/日 2 割：37 円/日 3 割：56 円/日
退院時共同指導加算 *退院につき1回まで	6,528 円/回	1 割：653 円/日 2 割：1,306 円/日 3 割：1,959 円/日
サービス提供体制加算	65 円/回	1 割：7 円/回 2 割：13 円/回 3 割：20 円/回

その他の費用

① 交通費	<p>通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に要した交通費は、その実額を請求させていただきます。</p> <p>なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えて1kmにつき550円（税込）を請求させていただきます。</p>	
② キャンセル料	<p>サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p>	
	当日 9 : 00 までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日 9 : 00 までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の50%を請求いたします。	
<p>※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</p>		